

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県監査委員	寺	山	昌	文
埼玉県監査委員	荒	井	伸	夫
埼玉県監査委員	野	本	陽	一
埼玉県監査委員	梅	澤	佳	一

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成24年度・平成25年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 62機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	所沢県税事務所、東松山県税事務所、行田県税事務所
環境部	環境科学国際センター
保健医療部	春日部保健所、草加保健所、加須保健所
産業労働部	産業技術総合センター、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校
農林部	秩父農林振興センター、大里農林振興センター、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター水田農業研究所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター
都市整備部	熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	浦和図書館、文書館、大滝げんきプラザ、浦和高等学校、浦和工業高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、大宮南高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、秩父農工科学高等学校、常盤高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、鷲宮高等学校、浦和特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、行田警察署

(3) 監査実施日

平成25年8月27日～平成25年11月1日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	東松山県税事務所	平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプ交換工事」（999,600 円）について、次の点で不適切であった。 1 契約の相手方が特定されることを理由に、空調設備保守点検業務の委託先業者 1 者のみから見積書を徴収し、契約を締結していた。 2 特殊な修繕であることを理由に、予定価格調書を作成していなかった。
保健医療部	草加保健所	平成 24 年度の結核管理健診・接触者健診の 12 月分委託料の支払いにおいて、請求金額（5,933 円）から 4 月分、8 月分、10 月分の過払い金額（合計 60 円、各月 20 円）を差し引いて 5,873 円を支払ったことは、不適切であった。

<p>県土整備部</p>	<p>越谷県土整備事務所</p>	<p>平成 23 年度の「地方特定道路(改築)整備工事(取付道路築造工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。</p>
<p>教育局</p>	<p>浦和図書館</p>	<p>平成 24 年度及び平成 25 年度に行った図書館資料複写サービスについて、複写料金及び資料送付のための郵送料を現金書留により現金を受領し収納しているものがあるが、納入者に対し領収書を発行していなかったことは不適切であった。</p>